

# オープコム衛星通信サービスのお申し込みにあたって

お申し込みになる前に必ずお読みください

## ご用意いただくもの

ご契約者のお名前と現住所(現所在地)などが確認できる公的証明書原本

| ご名義人   | <b>公的証明書</b> (原本をご提出ください。コピーは受付できません。) |                        |            |  |  |  |  |
|--------|--|------------------------|------------|--|--|--|--|
|        | 運転免許証                                  | 有効期限内のもの。国際免許証は除く。     |            |  |  |  |  |
|        | パスポート                                  | 有効期限内のもの。日本政府発行のもので現   |            |  |  |  |  |
|        | + 下記のいずれか一点                            | 住所が記載されているもの。          |            |  |  |  |  |
|        | ・住民票                                   | 発行日より 3 ヶ月以内のもの。       | いずれか<br>一点 |  |  |  |  |
| 個人     | ・公共料金領収証·請求書                           | 現住所が記載された直近のもの。        |            |  |  |  |  |
| 四人     | 印鑑証明書                                  | 発行日より 3 ヶ月以内のもの。       |            |  |  |  |  |
|        | 健康保険証                                  | 有効期限内のもの。              |            |  |  |  |  |
|        | + 下記のいずれか一点                            |                        |            |  |  |  |  |
|        | ・住民票                                   | 発行日より3ヶ月以内のもの。         |            |  |  |  |  |
|        | ・公共料金領収証·請求書                           | 現住所が記載された直近のもの。        |            |  |  |  |  |
| 外国国籍   | 外国人登録証明書                               | 在留資格のあるもの。在留期限まで 90 日以 |            |  |  |  |  |
| が岡岡精   | + パスポート                                | 上あるもの。                 |            |  |  |  |  |
| <br>法人 | 登記簿謄(抄)本                               | 発行日より3ヶ月以内のもの。         | いずれか       |  |  |  |  |
| 本人     | 印鑑証明書                                  | 発行日より3ヶ月以内のもの。         | 一点         |  |  |  |  |

- 公的証明書の記載住所と居住する住所または事業所の所在地が異なる場合は、住所変更後の住民票または、直近の現住所の記載されている「公共料金領収証・請求書」の提示が必要となります。(公的証明書に住所記載がされていない場合も同様です。) 公共料金領収証・請求書は、電気、ガス、水道、電話(NTT 一般加入電話)に限ります。 外国国籍で永住者等の方は、外国人登録証明書のみでも受付いたします。

# 契約事務手数料金等について

ご契約いただく場合には、所定の契約事務手数料金が必要となります。なお、解約されても、この費用は 返還いたしませんのでご了承ください。

ご契約の際、預託金(一契約につき 20 万円・無利子)をお預かりする場合があります。なお、ご契約の 解除等により預託金を返還させていただく際、お支払いいただく料金がある場合はそれに充当させていた だきます。

### 毎月の料金のお支払方法

毎月の使用料金は、弊社指定の銀行口座へお振り込みいただきます。

月額基本料金については当月請求、通信料金・手数料金については翌月のご請求とさせていただきます。

# 契約申込書の記入等について

ご契約の際「オーブコム衛星通信サービス契約申込書ご記入方法について」をよくお読みになり、不備や もれのないようご記入ください。網掛け部分は必須項目となっておりますので、必ずご記入ください。 契約申込書のご記入内容(氏名、住所、連絡先)に虚偽の記載があった場合、および契約書のご記入内容 の不備等により弊社からの請求書等の郵便物が届かない場合は、ご利用の停止及び解約をさせていただく 場合があります。

契約約款の規定に従って、契約解除となり料金未払があった場合は、他の事業者にその情報を通知するこ とがあります。

契約申込書への記入については手書きは認められませんのでご注意ください。必ず PC から入力するよう にしてください。

#### 契約申込書郵送先

契約書に必要事項をご入力いただきましたら印刷していただき、ご捺印いただいた後弊社宛てに郵送して ください。お急ぎの場合はファックスにてお申し込み後、原本を郵送してください。 郵送先

オーブコムジャパン株式会社

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-4

TEL 03-3526-6320 FAX 03-3526-0551



# オープコム衛星通信サービス契約申込書 ご記入方法について(1)

#### ご記入方法について

#### 1. お客様番号

お客様番号がお分かりの場合にはご記入ください。お客様番号は(8 桁の数字)-(3 桁の数字)の合計 11 桁になっております。

2. お申し込み日(必須項目)

お申込日をご記入ください。

3. 利用開始日

ご希望のご利用開始日がおありの場合は、ご利用開始日をご記入ください。ただし、登録作業の状況 によってはご希望に添えないこともございますので、ご了承ください。

#### 4. ご契約者(必須項目)

(1) ご住所

ご契約者の7桁の郵便番号、ご住所をご記入ください。ご住所はビル名、マンション名、号室までご記入ください。

(2) 氏名・法人名

ご契約者の単位(個人・法人)をチェックしていただき、ご契約者(会社)名をご記入ください。 法人の場合は登記簿上の名称(法人名)を、個人の場合は公的証明書記載の氏名でご記入ください。 ご契約者が法人の場合は、捺印欄に公印をご捺印ください。ご契約者が個人の場合は、ご契約お申 込者の個人印をご捺印ください。

(3) 電話番号

ご契約者の代表電話番号をご記入ください。

5. 端末製品番号/端末台数(必須項目)

新規登録を希望される端末の製品番号及び台数をご記入ください。端末製品番号が続き番号の場合は間に「~」を入れてご記入ください。

ここにご記入いただいた端末製品番号が、本契約書の対象端末となります。

6. プライスプラン(必須項目)

ご希望のプライスプランをチェックしてください。プライスプランごとの月額基本料金及び通信料金 は次の通りです。(以下はすべて消費税10%を含む料金です。)

| プラン名  | 月額基本料金 | 通信料金      | 通信料金の適用  |
|-------|--------|-----------|--|
| プラン A | 1,650円 | 2.2円/バイト  | 1 料金月の課金対象の通信量総数の内 600 バイトを超えた部分に適用いたします。      |
| プラン B | 3,300円 | 0.55円/バイト | 1 料金月の課金対象の通信量総数に適用いたします。                      |
| プラン C | 5,500円 | 0.55円/バイト | 1 料金月の課金対象の通信量総数の内 6,000 バイトを超えた部分に適用いたします。    |
| プラン D | 2,750円 | 1.1円/バイト  | 1 料金月の課金対象の通信量総数の内 1,600<br>バイトを超えた部分に適用いたします。 |

# 7. 端末アドレス(必須項目)

オーブコム端末は弊社のコントロールセンターにて電子メールのアドレスを設定することによりご利用いただけるようになります。その際、アドレスのアカウント部分をお客様にご指定いただく必要があります。端末のアドレスは「ご指定いただいたアカウント名 + 番号(弊社にて採番)@orbcomm. ne.jp」という形になります。

次の条件に従ってアカウント名を指定してください。



# オープコム衛星通信サービス契約申込書 ご記入方法について(2)

使用できる文字は英文字「A」~「Z」と「-(ハイフン)」の合計 27 文字です。大文字小文字をご指定いただくことはできません。

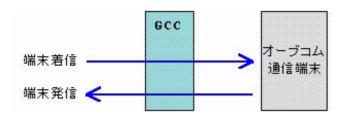
アカウント名の長さは 5 文字以上 18文字以下となります。(2007/8/8に変更しました。) 尚、諸事情によりご希望に添えない場合もございますので、端末アドレスをご指定いただく際は必ず 第三希望までご記入ください。

#### 8. 短縮アドレス

オーブコム端末にはメッセージの送信先として最大 8 件の電子メールアドレスを登録することができます。メッセージの送信先及び送信元として登録をご希望になるアドレスをご記入ください。オーブコム端末ごとにブロッキングをかけることが可能になっております。新規登録時の設定は以下の通りとなっておりますが、この設定の変更をご希望になる場合には改めて弊社営業担当までご相談ください。

#### 短縮アドレスを登録していない場合

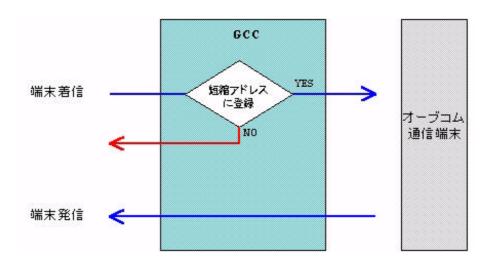
短縮アドレスを登録していない場合には、端末発信・端末着信の両方についてブロッキングをかけませんので、どの電子メールアドレスからの着信も、どの電子メールアドレスへの発信も可能です。



## 短縮アドレスを登録している場合

短縮アドレスを登録している場合には、端末着信のメッセージに関して短縮アドレスに登録されている電子メールアドレス以外からの着信をブロッキングするように初期設定されています。

端末発信のメッセージについては、短縮アドレス以外の電子メールへの送信も可能となっております。





# オープコム衛星通信サービス契約申込書

オーブコムジャパン株式会社 行

オーブコム衛星通信サービス契約約款に基づき、下記の通り申し込みます。

本申込書の記入は Adobe Acrobat Reader から直接入力し、印刷してください。

| おり       | 申し込み日   | 28 4          | 年                      | 月                | 日 |          | から且按八万〇、「 |            | C V .0 |
|----------|---|---------------|------------------------|------------------|---|----------|-----------|------------|--------|
| ごま       | 利用開始日   |               | 年                      | 月                | 日 | -<br>1   |           |            |        |
| <u> </u> | וויים אינויינייניינייניינייניינייניינייניינייני |               | <u> </u>               | , ,              |   | <u>.</u> |           |            |        |
|          |   | <del></del> - | 町村                     | 〒 -              |   | フリカ゛ナ    |           |            |        |
| ご        | 注 川   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
| ご契約者     | 氏名・   |               | <mark>レ 名</mark><br>個人 | フリカ・ナ            |   |          |           |            |        |
| 者        | 法人名   |               | 法人                     |                  |   |          |           |            | ЕП     |
|          | 電話  | 番             | 号                      |                  |   |          |           |            |        |
| 1.1.     |   |               |                        |                  |   |          |           | Add to the |        |
| 端。       | 末製品番号   |               |                        |                  |   |          |           | 端末台数       | 台      |
| プラ       | ライスプラン  |               | プラ                     | ラン A             |   | プラン B    | プラン C     | プラン D      |        |
|          |   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
|          |   | 第             |                        | 希望               |   |          | @orbcon   |            |        |
| 端        | 末アドレス   | 第第            |                        | 新 <u>望</u><br>新望 |   |          | @orbcon   |            |        |
|          |   |               | <u> </u>               | 至 望              |   |          | @orbcon   | пт.пе.јр   |        |
|          | 1   |               |                        |                  |   | @        |           |            |        |
| 短        | 2   |               |                        |                  |   | @        |           |            |        |
| 縮        | 3   |               |                        |                  |   | @        |           |            |        |
| ア        | 4   |               |                        |                  |   | @        |           |            |        |
| ドレ       | 5<br>6  |               |                        |                  |   | @        |           |            |        |
| ス        | 7   |               |                        |                  |   | @ @      |           |            |        |
|          | 8   |               |                        |                  |   | @        |           |            |        |
|          | ı   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
| 備老       | <br>号欄  |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
|          |   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
|          |   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
|          |   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
|          |   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
|          |   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
|          |   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |
|          |   |               |                        |                  |   |          |           |            |        |

技術部 営業部 担当

弊社記入欄

契新

このたびはお申し込みいただきまして誠にありがとうございました。ご契約内容のご確認をお願いいたします。なお、下記の契約約款(抜粋)等もよくお読みください。

契約書及びその他書類のご記入内容に虚偽の記載が合った場合、および契約書のご記入内容の不備等により弊社からの請求書等の郵便物が届かない場合は、ご利用の停止及び 

|   | ーヒス契約約款(抜粋)   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| (基本時人の研究)   | 3 当社は、支払いを要しないこととされた米金が明に支払かれているときは、その米金を必慮します。   |  |  |  |
| (※3.7%と3.5%の)<br>当出は、オープコム海番通音サービス禁がの年込みがあったときは、受け付けた個名に従って発着します。なお、利用機能目については、申込者からの趣口ことが接   | 「通常の支援器)  |  |  |  |
| 施護を行うし、その機が確認された日をもって利用物組とします。  | (知道はアンラム後の77)<br>対が南は、契が南回線を利用した通信(その契約者回線の契約者以外の者が発信した過能なび契約者の所有するオープコム後星通常端末が受信した過能を含みます。)  |  |  |  |
| 2 当社は前頭の規定にかかわらず、適割の取扱上余裕がないときは、その時人の飛港を理解することがあります。  | について、(課金対象の通言の測定等)に定める通言の測定の規定により測定した通言量と料金表第1表第2(通常料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを  |  |  |  |
| 3 当出ま前2項の規定にかからず、次の場合には、その時込みを飛着しないことがあります。   | 要Llます。  |  |  |  |
| (1) オープコム後亜面信サービス製的の中心みをした者が、オープコム後亜面信サービスの非途の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。   | 2 (略)   |  |  |  |
| <ul><li>(2) (発証金)の規定により保証金の務むがめられば場合であって、オープコム衛車圏計サービスの申込者がその保証金を発むしないとき。</li></ul>   | (手続きに関する料金の支払機等)  |  |  |  |
| (3) その他当社が業務整丁上支限があるとき。   | 契約者は 次の場合は 料金表に定める料金の支払 吃要します。  |  |  |  |
| (湖野屋号)  | ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は訴求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、関にその料金が支払われているときは、当針は  |  |  |  |
| 標等適合以識別題号は、当然が定めます。   | その外絵を応聞します。   |  |  |  |
| 2 当分は、技術上又は響解が遂行止しむを得な、理由があるときは、識別圏号を変更することがあります。   |   |  |  |  |
| 3 前項の規定により、標準適合の網別贈号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に難印します。  | 区分  |  |  |  |
| (オープコム資産通信サービスの利用休止)<br>当計は、契約者から誘求があったときは、オープコム資産通信サービスの利用休上(識別圏号を他に振用することなく、一時りに利用できないようにすることをいい  | <ol> <li>オープコム資産通常サービス類の申込をし、その承託を受けたとき。</li> <li>自営等核3増充しくは自営電気通常場合が終めて関する請求をし、その承託を受けた後にオープコム資産通常等内にかから結5定の変更を行うとき。</li> </ol>  |  |  |  |
| 当れば、次の国がつめかがのうたととは、オープエム映画画の一とスルが中心に(MDMEで名画には行うなどとなべ、一つのがこが行くとうは、はったうなどとなっています。以下同じとします。)を行います。  | 2. 自言語を収益されては自言地の国面は用が表現されば、での内容を対する例とは、この内容を対する関係をしている。<br>3. 利用大口は対する語文をし、その成務を受けたとき。   |  |  |  |
| 2 オープコム資産通常サービスの利用れ上期間(そのオープコム資産通常サービスを利用できな」ようにした日から利用できるようにした日の前日までの間   | G かかか出ておかる G COMMENT SHOPE C COMMENT CCC。   |  |  |  |
| をいいます。以下同じとします。) は1年を残衰とします。  | (Malling) 当村は、次の場合には、そのオープコム産店園舎サービス駅付ご系るオープコム産店園舎サービスの提供の条件として、(気)余の7種1を診断することが多ります。   |  |  |  |
| 3 オープコム復運通告サービスの利用木上期間が1年を終過した後、契約者が新たにオープコム復運通告サービスの利用木上又は利用両側の請求を行かない   | (1) 解析によっては、このような主義のは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、こ   |  |  |  |
| ときは、その契約は解除されたものとします。   | (2) 過去の利用来構造部らし苦しく利用が輸加し、又は輸加することが子想されるとき。  |  |  |  |
| (議度の禁止)   | (3) オープコム資産適計サービスの料金その他の慶繁の支払、を現こ怠り、又は怠るおそれがあるとき。   |  |  |  |
| 契約指は オープコム資産通言サービス契約に基づいて、オープコム資産通言サービスを利用する格制は 譲渡することができません。   | (4) (利用停止)第1項第1号又は第3号の規定による利用停止を受けた後その利用停止が解除されるとき。   |  |  |  |
| (当社が行うオープコム資産通信サービス契約の解除)   | 2 保証金の額こり、「では、1 奨約当たり、20 万円以内で当社が別に定める額とします。  |  |  |  |
| 当社は(利用時上)第1項が規定によりオープコム液理圏計サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解削しない場合は、そのオープコム液理圏計サ   | 3 (発配金)については、無利息とします。   |  |  |  |
| ービス契約を解除することがあります。<br>2 当外は、契約者が(利用集ト)第1項祭品の規定のよけわかに該当する場合に、その事事が当れの業務の終って利に蓋しょは原を及ぼせどのよれるとき  | 4 当社は、契約者がこの終勤の規定に基づき支払うべき金額を支払側口までに支払わず、又は支払わないはそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に  |  |  |  |
| 2 当治は、契約者が(利用剤上)第1項給号の規定の、切れかに該当する場合に、その事実が当社の業務の適当されて著し、改築を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、オープコム連挙測能サービスの利用剤とをしないでそのオープコム連挙測能サービスの利用剤とある。                         | <b>売当することがあります。</b>   |  |  |  |
| は、削りが成正しのアウン・オーノコム資金通言サービスの利用学上をしないでものオーノコム資金通言サービス条件を押除することがあります。<br>3 当社は、前2項の規定により、そのオープコム資金通言サービス系統を解除しようとするときは、あらかしめ契約者にそのことを適能します。                    | (定制度) TREAD 9507 04-088 (75年) 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-  |  |  |  |
| 3 計加は、削と「現人が見上しよい人」でいる一ノコム政策回閲ョリーと人类が1を解示しようこうることは、からかしの方式が自止でいたことも思いします。<br>(付加度器が2世代)   | 契約割よ 料金その他の贈客(延齢/迎老終きます。) について支払期日を終過してもなお支払いがは、場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た解除延齢利息として当分が発定する期日までに支払っていただきます。  |  |  |  |
| (1) 近端を使うが高い)、<br>・野山は、発が宿から論材があったときは、その発診・宿回線について料金表第1表第1(基本専用料)に定めるところにより付加機能を提供します。  | 3.1 C、年 14.5%の場合 Catingして何に現る医療が見ることを当立が前足りの利用はでに支払っていってきます。<br>ただし、支払期目の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。   |  |  |  |
| ただし、その他の機能の提供が支持的に理解などき又は余寸る事が強しく医験である等等的の響から激して対象があるときは、その他の機能を提供できないことが   | には、文の時間とからは、「いっとから、このできないない」というというという。  |  |  |  |
| あります。   | ( 東京) Jel 2-46 ( 1961 )   |  |  |  |
| 2 当社は、前頭の規定にかかわらず、料金表第1 表第1 に別段の定めがある場合は、その請求の承諾を取り消すことがあります。   | 2 前項が表でいるが、接が含ま、自営時末機(オープコム修正・通路末)、羽は自営電気通信機(オープコム修正・通路末)、を無線   |  |  |  |
| 3 当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用体止があったときは、その付加機能廃止します。   | おりません こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こう   |  |  |  |
| (付加端的利用の一部中断)   | (契約者の以乃責任)  |  |  |  |
| 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能ご係る設備を他ご転用することなく一時的に利用できないようにすることを  | 契約者は、自営端末投縄又は自営電気通信投稿が契約者回線は要請されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信投稿を利用することができなくなった  |  |  |  |
| います。) लिए एक (  | ときは、その自営等未以権又は自営電気通監以機は攻撃のは、にとを確認のうえ、当社は修理の請求をしていただきます。   |  |  |  |
| (利用學上)  | 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定める方法により活動を行し、その結果を契約者にお知らせします。   |  |  |  |
| 当計は、契約者が次の、iずわかに該当するときは、6 か月以内で当計が定める期間(そのオープコム復画圏計サービスの料金その他の優秀(このが繋の規定により、<br>支払、を要することとなったオープコム復画圏計サービスの料金又は影響金等の料金以外の優秀といます。以下この斜はおいて同じとします。) を支払かないときは | 3 当社は、前項の結構により当社が提供した地元の直接機合が関いています。 はいい 対い者の結束により当社の係員を派遣した結果、故障の原因  |  |  |  |
| 交が を受することとようにオーフコム機関圏ョリーとスルド社といる影響社会の下社にかりい場合がいます。 以下この場合が、Cipioとします。) を交が了ないとさい。<br>その非常その他の機能が支がわれるまでの間) そのオープコム衛星測量サービスの利用を停止することがあります。                  | が自営等未以第又は自営電気通常以備にあったときは、契約指にその派庫に要した費用を発担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額  |  |  |  |
| ていたませていたいが原列で支えがいるまでいる)。ていカーフェムは独国国語リーとスクル明を特定することがあります。<br>(1) 料金その他の簡例について、支え期日を結婚してもなお支払かないとき(支払期日を結婚した街に支払かれた場合であって、当社がその支払いの事実を確                       | は、上記の費用の顔ご消費税目当該を加算した額とします。   |  |  |  |
| (1) 作品にいまいた場合では、味らなられます。以下この彩においては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、   | (免責) NOUS # プラリカアスをは、レフロススのはてのはの原生をはなり得からの際 #5+ #7907は#20の下面のフルカース #75-49-495+7-144 776-67-7-7-14-67  |  |  |  |
| (2) オープスは香港通信サービスに係る夢に跨の井込州に当たって当時所定の書面に事実に反する記載を行ったことが学明したとき。  | 当社は、オープコム復産通常サービスに係る設備その他の電気通常3種の段置、指法、修理又は刻日の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工門物等に指定を与えた場合に、それがやさを得は、理由によるものであるときは、その指摘を賠償しません。  |  |  |  |
| (3) 契約者が当社と契約を締結している他のオープコム復星通信サービスに係る料金その他の衝射について、支払期日を終過してもなお支払わないとき。   | に対象し、このでは、このでもできない。 自当時代の関係を対している。 日本のでは、 このが他のでは、 このが他のでは、 このできない。 「は、 このできない。 「は、 このできない。」 「は |  |  |  |
| (4) (利用に係る探的者の開発)の規定に違反したとき。  | 規定に係る自当端末以降又は自当電気産品の構造の大阪島又は必要に要する費用に分の費用については負担しません。   |  |  |  |
| (5) 契約者回線に、自営游林段嫌又は自営電気通管段権を当社の飛移を得引は接続したとき。  | 3 当社は 1 がなる場合・オーブコム線を適合サービスが用てきない状態によって装が店が吹った接着に関して、前路に規定する内容を除いては一切の賠償  |  |  |  |
| (6) 契約者回線は接続されている自営端末以幕告しくは自営電気通管労働に異常がある場合その他電気通管サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行   | の責任を急にません。  |  |  |  |
| う検査を担んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営場構造しくは自営電気通信以機を契約者回線等から取りは  | (承約7限界)   |  |  |  |
| ずさなかったとき。   | 当社は、契約者からの請求については、半途その他の順勢の支払いを現こ怠り若しくは怠るおそれがあるとき、又はその請求を飛着することが支格的に困難なとき若  |  |  |  |
| (7) (保証)に規定する保証を預け入れないとき。   | しくは保守することが答しく困難であるときその他当社の業務の必当上支援があるときは、その請求を飛着しないことがあります。その場合は、その理由をその請求し   |  |  |  |
| 2 当計は、前乳の規定によりオープコム債量適計サービスの利用剤上をするときは、あらかじめその理由、利用剤上をする日及び期間を契約割ご離印します。<br>(オープコム債量剤能サービスを提供する)物域  | た者に厳心します。   |  |  |  |
| (オーノコム改革回暦ョソーこ人を迫共9 な)等域)<br>当社のオープコム復産副帝サービスは、別に定める提供区域において提供します。  | ただし、この約別において特別の規定がある場合には、その規定によります。   |  |  |  |
| ★だし、その交換があっても、原外、地下は連貫とりしの後、トンネル、山間的原業ののかりにくいところでは、オープコム産産剤部サービスを利用できない場合   | (利用に係る契約者の機務)<br>契約者は、次のことを守っていたさきます。   |  |  |  |
| のこと、ことがいこのフェス・20mmを このかな 「フィッド Englished And ファンド (こと) こと ス・フェール (こと) ことが とめ とめ とかります。  | 対象が指す、次のことを守っていってきます。<br>(1) 自営等利益権(オープコム資産通営等利ご限ります。以下同じとします。) 又は自営電気通営機(オープコム資産通営等利ご限ります。以下同じとします。)   |  |  |  |
| (相互接続点との間の適当)   | (1) 自当時末以帰(オーノコム保証通過時末に投げます。以下のしてします。)又は自当他対理画対解(オーノコム保証通過時末に投げます。以下のしてします。) を取りはずし、変更し、分解し、若しくは推奏し、又はその設備に除祭その他の噂をを謝められにと。   |  |  |  |
| 相目療病長との間の創設、相目療施設に基づき当社が定めた適宜に限分子うことが出来るものとします。   | されているソス、実際で、プロデス、右している場合をは、又はているの間にあってこのだいが呼できませいです。<br>ただし、天災、事業をでの他の事態にてに保証するが要からなるときフォロ音楽が表現を持ちくはは音楽での道徳は嫌々移動告しくはは音楽での道徳は嫌っな移動者  |  |  |  |
| 2 相互接続旅記に基づく相互接続の一則停止若しくは相互接続にの解除又は相互接続課業者における電気過算業の休止の場合は、当該相互接続募業者の   | きは、この限りでありません。  |  |  |  |
| 電気通信が備ご系の適合を行うことはできません。   | (2) 故意に当社が設置した電気通常労嫌は後先したまま放置し、その他通常の伝送が倒さ対策を与える行為を行わないこと。  |  |  |  |
| (基本實明和安拉(醫療)  | (3) 自営端末9雑又は自営電気通営登場に登録されている識別贈号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。  |  |  |  |
| 契約者は、その契約に基づ、に当か技験者回線又は、前の機能の提供を開発した日が属する月の翌月1日から起算して契約の解除日が属する月の末日までの期間こつ  |   |  |  |  |
| いて、基本使用料の支払、体要します。但し、届出料金表に引貨の定めがある場合は、その定めるところによります。   |   |  |  |  |
| 2 前乳の期間において、利用例上等によりオープコム流量過計サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。  | (MOSETIA (DIELIZIANE) - TO 1944   |  |  |  |
| (1)利用勢止があったときは、疑が者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。   | (料金表及り用規は締名してあります。)   |  |  |  |
| (2)前号の規定によるほか、契約指は、次の場合を終き、オープコム衛亜産計サービスを利用できなかった期間中の基本便用料の支払。 を要します。   | (本契約的) 裁規率であり全文を問題されたい方は、当社営業部口でご覧ください。)  |  |  |  |
| 区別  支払を要しむ 料金   |   |  |  |  |
| 奨が者の責めによらな、理由により、そのオープコム領亜圏部サービスを全く利用でき そのことを当社が認知した地勢以後の利用できなかった   |   |  |  |  |
| ない状態(当該多的に係る電気圏監験機による全ての圏部に着い、皮障が生じ、全く利 明智(24 明智の倍数である部分に限ります。)について、  |   |  |  |  |
| 用できない状態と同事策の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当 24 明朝ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオ  |   |  |  |  |
| 社が認知した8物から起算して24時間以上その状態が選売したとき。 ープコム後型通告サービスについての非法  |   |  |  |  |
|   |   |  |  |  |
|   | ·   |  |  |  |
|   |   |  |  |  |

#### 契約事務手数料金等について

- 1.ご契約いただく場合には、所定の契約事務手数料金が必要となります。なお、解約されても、この費用は返還いたしませんのでご了承ください。 2.ご契約の際、預託金(一契約につき 20 万円・無利子)をお預かりする場合があります。なお、ご契約の解除等により預託金を返還させていただく際、お支払いいただく料金がある場合はそれに充当させていただきます。

#### - 毎月の料金のお支払方法について :

- 1.毎月の使用料金は、弊社指定の銀行口座へお振り込みいいただきます。振り込み手数料はお客様のご負担とさせていただきます。
  2.お振り込み日は、弊社が指定する日とさせていただきます(おおむね 15 日となります)。
  3.月額基本料金については当月請求、通信料金・手数料金については翌月のご請求とさせていただきます。
  4.毎月の料金(月額基本料金、通信料金等)については、弊社指定の支払期限までにお支払いがない場合は、延滞利息をいただいたり、通信を停止させていただくことがありますのでご了承ください。なお、通信停止期間中も月額基本料金の計算はさせていただきます。

| 特約事項 |  |  |
|------|--|--|
|      |  |  |
|      |  |  |
|      |  |  |
|      |  |  |
|      |  |  |